

# 守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務 公募型プロポーザル方式等実施要項

## 1 対象事業の目的

本市が運営する水道事業に対し、民間が有する優れた知識と能力および活力を導入することによって、より安全な水道水を安定的かつ効率的に供給し、もって需要者の生命と生活および財産を支え守る最前線の社会資本としての使命を果たすことを目的とする。

## 2 業務名

守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務

## 3 業務場所

守山市石田町地先 ほか3箇所

## 4 業務内容

別紙 業務仕様書のとおり

## 5 見積上限価格

金 282,420,000 円（消費税および地方消費税を含まない）

## 6 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

## 7 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

当該業務は、市民の生命と生活および財産を支え守る最前線の社会資本としての使命を果たすべく安全な水道水を安定的かつ効率的に供給することを目的とする業務の特殊性から、業務に対する意欲、資質、経験および技術能力が必要な業務であり、価格だけでの競争にはなじまないため。

## 8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- ・実施要項、募集要項発表 令和2年7月15日（水）
- ・質問締め切り 7月27日（月）
- ・質問回答 7月30日（木）
- ・提案書提出期限 8月17日（月）

- |              |          |
|--------------|----------|
| ・書類審査結果通知発送  | 8月19日（水） |
| ・プレゼンテーション実施 | 8月26日（水） |
| ・審査結果通知発送    | 8月28日（金） |

## 9 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

## 10 参加資格条件

### (1) 業種

令和2年度守山市役務委託等業者登録名簿に掲載されている上下水道施設等維持管理・運転管理の業種のうち、「浄水場部門」に登録されている者

### (2) 実績

平成22年4月1日以降、国、地方公共団体または公共法人が発注し、元請（単体）として公告日の前日までに誠実に完了し引渡し済の次の要件を満たす業務の実績を有する者。

水道事業または水道用水供給事業にかかる合計施設能力35,000 m<sup>3</sup>/日以上  
の施設等維持管理・運転管理の業務実績

### (3) 地域要件

滋賀県内に本店または契約委任のある支店・営業所を有すること。

### (4) 従事者の資格基準

別紙業務仕様書第21条に規定する総括責任者、副総括責任者および技術員等を配置できること。

### (5) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとする。

- ・ 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
- ・ 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ・ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員
- ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。
  - (ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
  - (ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

## 11 参加申込みおよびプロポーザル方式等の実施概要

### (1) 参加申込みの方法

下記 12 提案書作成要領に規定する提案書を提出することによって参加申込みとする。

### (2) プロポーザル方式の実施概要

提出された提案書で書類審査を行い、令和2年8月19日（水）以降に書類審査結果を通知し、書類審査通過者にはプレゼンテーションの実施を通知する。

## 12 提案書作成要領

### (1) 提案内容

- ・会社概要および財務状況について（任意様式）
- ・業務実績について（様式2）
- ・業務執行体制について（任意様式、図示すること）
- ・業務を安定して行う人的能力について（様式3～5）
- ・運転・保守点検等業務について（任意様式）
- ・緊急時等危機管理について（任意様式）
- ・見積（様式6）
- ・その他提案事項

『安心安全な水道水の安定供給に資することができると思われる事項があれば提案すること』（任意様式）について提案してください。

### (2) 提案書の様式および部数

- ・提案書（様式1）：5部

- ・ 業務実績表（様式 2）：1 部
- ・ 従業者（予定）に関する書類（様式 3～5）
- ・ 業務の見積書（様式 6）：1 部 等

(3) 提出方法

持参による。（郵送等は不可）

(4) 提出期限

令和 2 年 8 月 17 日（月）正午まで

(5) 提出場所

守山市上下水道事業所施設工務課管理係

(6) 記入上の注意

- ・ 提出期限に遅れたものは失格とします。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とします。

### 13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式 7）にて、令和 2 年 7 月 27 日までに上記 12(5) 提出場所宛に提出してください。提出方法は、電子メールまたは F A X、郵送等（当日消印有効）によるものとします。電話および口頭による受付は出来ませんのでご注意ください。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記 12(5) 提出場所の窓口にて 7 月 30 日までに掲載します。

### 14 審査方法および審査基準

(1) 審査員構成

プロポーザル等の審査は、次の 6 人の審査員が行います。

部次長級 2 人

課長級 2 人

職員 2 人

(2) 審査項目

別紙評価基準のとおり

(3) 審査スケジュール

上記 8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順の実施概要のとおり

(4) 審査結果の通知

令和 2 年 8 月 28 日（金）に審査結果の通知文を発送します。

## 15 提案書等の取り扱い

- (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属します。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、応募された提案書等は返却しません。
- (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の提案書類（プロポーザル内容により成果品名は変更）は公開する場合があります。

## 16 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

## 17 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号  
守山市上下水道事業所施設工務課 担当：大嶋  
電話 077-582-1128  
FAX 077-582-5780  
E-mail jogesuido@city.moriyama.lg.jp